

夜間部 生徒 心得

長岡明德高等学校
夜間部生徒指導部

本校生徒は、長岡明德高等学校の生徒であることに誇りを持ち、目標に向かって明るくのびのびとした規律ある学校生活を送るように、努めなければならない。

次に示すものは、本校生徒として守らなければならない基本的な決まりである。決まりを守り、自主的に判断し、責任ある行動をとり、豊かな自己実現に向けて、ひたむきに頑張らなければならない。

【 礼 儀 】

- 1 校内では自ら進んで挨拶をする。
- 2 相手や場に応じた言葉遣いをする。

【 校内生活 】

- 1 「学習のきまり」をしっかり守る。
- 2 欠席・遅刻・早退・欠課をする場合は学校に連絡をし、担任に申し出る。
 - (1) 欠席・遅刻・早退の場合は保護者または雇用主から電話で理由を伝えてもらう。
 - (2) 遅刻の場合は職員室で「遅刻届」に必要事項を記入し、直ちに授業に出席する。
- 3 試験には真剣な態度で臨み、不正な行為はしない。
- 4 教室は共有なので私物は置かない。
- 5 ロッカー・下足箱には施錠し、私物、貴重品の自己管理を徹底する。
- 6 必要以上の金銭、高額な貴重品、高価な私物、学校生活に必要なものは持参しない。
- 7 外履と内履の区別をする。
 - ・内履は学校指定の運動靴とする。またスリッパ履きはしない。
- 8 やむを得ず外出する時は担任の許可を得る。
- 9 暴力行為、いじめやいじめ類似行為など他人に迷惑になるような行為はしない。

【 校外生活 】

- 1 20 歳に達しないものの飲酒・喫煙、窃盗・万引きなどの法令に違反する行為、暴力行為、いじめやいじめ類似行為、ストーカーなど他人に迷惑になるような行為は絶対にしない。
- 2 未成年は、高校生としてふさわしくない場所には出入りしない。
(パチンコ店、夜間のゲームセンター、深夜のコンビニエンスストア等)
- 3 有害サイト・出会い系サイトには関わらない。
- 4 SNSなどの利用にあたっては、相手に精神的被害を与えることがないように十分注意する。
- 5 携帯電話・スマホなどはフィルタリングサービスを利用し、SNSなどに個人情報を書き込まない。また、SNSを使った詐欺等の被害にあわないよう注意する。
- 6 交友、交際はお互いの人格を尊重し節度を守る。
- 7 学校生活に支障をきたすような宿泊を伴う交遊はしない。
- 8 自宅を離れて生活するものは、担任に申し出る。
- 9 宿泊を伴う旅行の場合、保護者の許可を得る。
- 10 事件の被害者・加害者になった場合、速やかに警察に通報するとともに、学校（学級担任）に申し出る。

【就 労(アルバイト)】

- 1 就労(アルバイト)をする場合は、「就労(アルバイト)届」を担任に提出する。
- 2 学習の妨げにならない範囲で行う。
 - ・定期考査一週間前から考査終了までは原則禁止とする。
- 3 就労(アルバイト)を理由にして、学校を休んだり遅刻のないように気をつける。
- 4 高校生としてふさわしくない場所では行わない。原則として以下のものは禁止する。
 - ・居酒屋など酒類を提供する職種
 - ・運転業務を伴う職種
 - ・深夜の就労
 - ・新潟県青少年育成条例等で禁止又は制限されている職種
 - ・風俗営業等の恐れのある職
- 5 就労(アルバイト)をする場合は、法律に則った賃金や労働条件であるかをよく確認する。

【交 通】

- 1 安全に留意し、事故、違反のないように交通規則をしっかりと守る。
- 2 暴走行為には参加しない。
- 3 自転車通学をする者は、自転車損害賠償責任保険等に参加の上、「自転車通学願」を担任に提出し、車両点検を受け、ステッカーの交付を受けた後、通学に使用する。
- 4 自転車乗車時はヘルメットを着用することが望ましい。
- 5 取得できる免許は原動機付自転車(50cc未満のオートバイ)及び普通自動車のみとし、自動二輪車(50cc以上のオートバイ)の免許取得は認めない。また自動二輪車の後部座席への乗車も禁止する。
- 6 運転免許の取得を希望するものは事前に「免許取得願」を担任に提出する。
- 7 運転免許を取得したものは、直ちに「免許取得届」を担任に提出する。
 - ・本校入学以前に運転免許を取得した者は、入学後直ちに担任に提出する。
- 8 原動機付自転車、または自動車での通学は原則的に禁止とする。やむを得ず必要な場合は、学校に申し出て許可を得る。
- 9 自動車を運転する際、高校生(他校を含む)の同乗は禁止する。
- 10 生徒相互の車両の貸借や売買はしない。
- 11 交通違反および交通事故(加害者、被害者のどちらの場合も)は、必ず110番をし、警察を通して事故処理を済ませる。その後、速やかに学級担任に報告する。

【身だしなみ】

- 1 身だしなみや言動については、社会規範と秩序を守り、他人に迷惑をかけないようにする。
- 2 服装は簡素で清潔なものとし、華美なものやだらしのないものは着用しない。
- 3 他校の制服は着用しない。
- 4 入れ墨、タトゥーは禁止する。
- 5 進路に関する活動や、授業の一環として実施する校外活動時には、本来の髪色で参加することとし、アクセサリ類を身につけることも禁止する。

【その他】

- 1 住所・保護者・連絡先等の変更があった場合は、すみやかに担任に届け出る。
- 2 生徒自らが「いじめを見逃さない、ゆるさない」という気持ちを持つ。

< 「願」または「届」の提出をしなければならないもの >

① 就労(アルバイト)をする場合	・・・	「就労(アルバイト)届」
② 自転車通学をする場合	・・・	「自転車通学願」
③ 運転免許を取得する場合	・・・	「免許取得願」
④ 運転免許を取得した場合	・・・	「免許取得届(報告)」
⑤ 原動機付自転車または自動車で通学したい場合	・・・	「自動車・原付バイク通学許可願」